

公示番号：160887

国名：リベリア

担当部署：ガーナ事務所

案件名：「モンロビア市都市施設復旧・復興整備マスタープラン策定調査」フォローアップ調査（雨水排水）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：雨水排水分野調査
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年12月下旬から2017年3月上旬まで
- (2) 業務MM：国内 0.30M/M、現地 1.33/M、合計 1.63M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 国内準備3日、現地業務40日、国内整理3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月20日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 22点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 8点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 34点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 10点

類似業務	雨水排水分野に係る各種業務
対象国／類似地域	リベリア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

リベリアでは、2003 年まで約 14 年間の内戦の結果、首都モンロビアを中心にリベリア全土の主要幹線道路、モンロビア市内の都市内道路、発電・配電施設、水供給施設等の多くのインフラが被害を受けるとともに、大きな被害を受けなかった施設も適切な維持管理がなされなかったために老朽化が進んでいる。このような状況を受け、JICA は本格的な都市機能の復旧・復興を支援する目的で、2008 年 11 月から 2009 年 10 月まで開発調査型技術協力プロジェクトを実施し、都市施設マスタープランの策定、道路、上水道、下水道・衛生、雨水排水分野を対象とした事業実施計画案をリベリア政府へ提言した。

上記マスタープラン及び事業実施計画案を受け、リベリア政府は緊急性・開発効果の高い市内交通渋滞緩和を優先に、無償資金協力「ソマリアドライブ復旧計画」を我が国に要請し、現在同案件はフェーズⅠの施工、フェーズⅡの協力準備調査を実施している。また、リベリア政府はリベリア復興委託資金や世界銀行資金、リベリア政府資金により、モンロビア市内都市道路の復旧を行っている。

一方、現在公共事業省は上記マスタープランの中で、雨水排水分野を最重点分野に位置付け、特に洪水・冠水が深刻な Central Monrovia 地区、Bushrod Island 地区、Sinkor 地区の排水対策にかかる事業実施に向けた検討を重ねている。マスタープランで提案された事業実施計画案の中でも、これら 3 地区を対象とした事業は含まれているが、前述の道路工事に伴う道路付帯設備整備により排水設備が整備・改修された区間が存在するのと同時に、マスタープラン策定時から 7 年が経過し排水路の損壊・老朽化が深刻化した区間も存在し、マスタープラン策定時とは状況が異なっている。

雨季における主要道路冠水、市街地洪水に起因する劣悪な衛生環境を背景に、公共事業省は、排水整備事業について 2015 年 12 月にコンセプトノートを作成し、同文書の中でアクションプランとして複数の事業実施を計画しているが、当該分野にかかる人材・知見の不足から、事業実施に際する基礎情報、優先度の技術的妥当性整理が出来ていない。また、公共事業省はマスタープランにおける提案事業に倣ってコンセプトノートを作成しているが、マスタープラン策定当時は内紛により経年降水量、水文データ等が蓄積されておらず、提案事業により想定される効果が十分に分析・検証されていない。

かかる状況の下、排水分野の最新状況把握及び優先事業の再整理、コンセプトノートの検証について、専門的知見に基づく調査・分析が求められている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、モンロビア市都市施設復旧・復興整備マスタープラン策定調査に

おける、雨水排水分野にかかる情報の追加・更新を行い、リベリア公共事業省作成のコンセプトノートについて技術的妥当性、実現性を検証の上、モンロビア市 Central Monrovia 地区、Bushrod Island 地区、Sinkor 地区における将来の計画策定および事業実施に向けた提言を行う。具体的業務は次のとおり。

(1) 国内準備期間 (2016 年 12 月下旬)

- a) 調査背景・内容を把握 (関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討、整理し、必要に応じリベリア側関係機関に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- b) ワークプラン (案) を検討、作成する。
- c) 過去および実施中 JICA 案件関連報告書からの情報収集を行う。

(2) 現地業務期間 (2017 年 1 月上旬～2017 年 2 月下旬)

- a) JICA ガーナ事務所、リベリア・フィールド・オフィスと調査方針等に関する協議を実施する。なお、ガーナ事務所への往・復路での立ち寄りについては調査の効率性の点から、省略することがある。
- b) リベリア側関係機関と調査方針等に関する協議を実施する。
- c) マスタープランの内容と提言事項の実施状況等現状の比較・確認を行う。
- d) マスタープラン策定後の雨水排水分野実施事業内容の確認を行う。
- e) コンセプトノートの内容、背景、要請地域の優先度の確認を行う。
- f) 洪水・排水対策にかかる開発計画および、国家・分野開発計画における洪水・排水対策の位置付けの確認を行う。
- g) 対象地域の都市開発計画、土地利用計画等、および実際の土地利用状況、規制状況を行う。
- h) 先方実施体制の確認 (予算、人員、キャパシティ、部局、自治体と省の関係、排水と洪水担当部局、その他ステークホルダー等) を行う。
- i) メシュラド湿地の状況確認 (閉塞状況、水位、潮位、逆流状況、侵食状況等) を行う。
- j) 近隣海岸線の侵食状況確認を行う。
- k) 年間降水量データ収集・分析を行う。
- l) 水文データ (雨量、水位、流量、地下水位、ダム堰等の管理諸量、海象) 収集・分析を行う。
- m) データに基づく水文特性分析を行う。
- n) 確立年・発生頻度の確認を行う。
- o) 過去の被害状況確認を行う。
- p) 内水状況・行政による対応状況の確認 (生活/雨水排水・下水施設、調整池、カルバート、海中放流施設等) を行う。
- q) 廃棄物、生活ごみ等による、各施設、河口部等の閉塞状況の確認を行う。
- r) 地形地質状況 (海拔、原因河川の状況等含む)、重力排水の可能性等の確認を行う
- s) 他ドナーの当該分野における活動状況把握を行う。
- t) 環境影響評価 (不法占拠、排水先への環境影響、住民移転の可能性、必要性、海中放水の場合、周辺の漁業状況等) 実施に際する留意点の整理および提言の策定 (土地利用制限等) を行う。
- u) 調査結果を踏まえたコンセプトノートの妥当性、実現性、効果の検証と代替案の

検討を行う。

- v) 現地調査概要報告書（英文）の作成及び C/P 機関・JICA ガーナ事務所、リベリア・フィールド・オフィスへの提出と報告を行う。

（3）帰国後整理期間（2017 年 3 月上旬）

- a) コンセプトノート内容も含めた実現性の高い具体的対応策の整理、および具体的対応策の概算額の積算を行い、報告書に反映する。
- b) 調査報告書（英文・和文サマリー）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、調査報告書（英文・和文サマリー）とする。

（1）ワークプラン（和文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 3 部（JICA ガーナ事務所、JICA リベリアフィールドオフィス、JICA アフリカ部へ各 1 部）。

（2）現地業務概要報告書（英文）

現地調査終了時。提出部数は以下のとおり。

英文 4 部（JICA ガーナ事務所、JICA リベリアフィールドオフィス、JICA アフリカ部、C/P 機関へ各 1 部）。

（3）調査報告書（英文・和文サマリー）

調査業務完了時。提出部数は以下のとおり。

英文 6 部（JICA ガーナ事務所、JICA リベリアフィールドオフィス、JICA アフリカ部へ各 1 部、C/P 機関へ 3 部）。

和文サマリー 3 部（JICA ガーナ事務所、JICA リベリアフィールドオフィス、JICA アフリカ部へ各 1 部）。

電子媒体（CD-R）等による調査報告書（和文・英文サマリー）3 部。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アクラ⇒モンロビア⇒アクラ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

（2）一般業務費の上限加算

本件業務では、現地調査期間における車両借上げを JICA リベリアフィールドオフィスで行います。また、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費と

して計上して下さい。

消耗品費（実験器具及び携帯電話購入）：50 千円

通信・運搬費（携帯電話・インターネット通信費）：20 千円

雑費（資料等購入）：50 千円

(3) 一般管理比率

本案件は治安面で十分安定しているとはいえない地域で、通常とは異なる環境における特殊業務が必要とされます。このため、一般管理比率について、10%を上限に加算して、一般管理費等を計上することが出来るものとします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 MM、国内 MM、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

現地業務期間中、移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地派遣開始時における最初の C/P 機関との協議について日程調整及び協議同行を行う

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA ガーナ事務所 (TEL:+233-30-2760-781) からメール (gn_oso_rep@jica.go.jp) にて配布します。希望者は、その旨、メール送付下さい。

・ リベリア公共事業省作成コンセプトノート

なお、「モンロビア市都市施設復旧・復興整備マスタープラン策定調査 (英文名: The master plan study on urban facilities restoration and improvement in Monrovia in the Republic of Liberia)」最終報告書は JICA 図書館ウェブサイトからダウンロード可能です。

<http://libopac.jica.go.jp/top/index.do?method=open>

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求

- めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 業務実施上のバックアップ体制を具体的にプロポーザルに明記して下さい。
 - ③ リベリア査証取得に際し、JICA ガーナ事務所よりサポートレターを發出します。
 - ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ガーナ事務所、JICA リベリアフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所・フィールドオフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合必要がある場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録して下さい。
 - ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上